

平成28年 2月 1日

保護者の皆様へ

千早赤阪村立千早小吹台小学校
校長 山下 桂 滋

お 知 ら せ

余寒の候、保護者の皆様方におかれましては、ますますご健勝にお過ごしのこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育推進のため、何かとご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、全国的にもインフルエンザ(弱毒性)が増加し、学級閉鎖等の情報も伝えられておりますが、先週末から本日にかけて、本校の児童にもインフルエンザ(弱毒性)発症例が出始めました。

つきましては、以前、平成25年1月28日付プリントでお知らせした規定の改訂について、改めてお知らせいたしますので、保護者の皆様におかれましては、ご確認の上、感染予防の観点から十分にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

○ 変更点について（学校保健安全法施行規則の一部改正）

インフルエンザの出席停止期間は、以前は「解熱した後、2日を経過するまで」でしたが、タミフル、リゼンザなどの抗インフルエンザ薬が使われるようになり、感染力がまだある段階で解熱後2日を経過してしまうこともあり、現在は、感染拡大を防ぐために「**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**」（なお、幼児については解熱後3日を経過するまで）と改められています。

つきましては、右「登校許可願い」をご提出いただきます際、**発症後、5日の経過**をご確認いただきますようお願いいたします（**発症日を含めると6日間**ということになります）。

○ 登校許可について

現在は、医師が再登校を認めた場合、その旨を学校にご連絡いただければ登校を許可することになっております。その際、治癒証明（学校感染症に関する「医師の意見書」）の提出は求めませんが、確認のため「登校許可願い」（右の様式）をご提出いただきますようお願いいたします。用紙は必要になったとき学校にお知らせください（ホームページ「配布プリント」からも印刷可能です）。「医師の意見書」が発行された場合はご提出いただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、インフルエンザ（弱毒性）以外の法定感染症については、法律で「医師の意見書」の提出が求められておりますので、よろしく願いいたします。

登校許可願い

ーインフルエンザ（弱毒性）による出席停止用ー

インフルエンザ（ ）型に罹患し、下記の期間、治療休養していましたが、医師の登校許可が出ましたので、本日より登校の許可をお願いします。

（ ※ 医師の証明は必要ありません。 ）

* 罹患期間 月 日 ～ 月 日

* 医療機関名

千早赤阪村立千早小吹台小学校長 様

平成 年 月 日

年 児童名

保護者名

印

※ 感染拡大防止のため、発症後5日を経過し、解熱後2日を経過するまでは出席停止となります。